

(公 印 省 略)
答 申 第 1 4 4 号
令 和 5 年 2 月 16 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤 原 俊 平 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年6月27日付け諮問第1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

じん肺健康管理実施状況報告非公開の件

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和4年1月30日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年2月10日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年2月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県教育委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の県立高等学校に係るじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第37条第1項の規定に基づくじん肺健康管理実施状況報告（同規則様式第8号）である。

5 諮問

令和4年6月27日、兵庫県教育委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次の

とおりに要約される。

1 審査請求の要旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

じん肺法（昭和35年法律第30号）第44条及びじん肺法施行規則第37条第1項は、一般職の地方公務員にも適用があり、実施機関には、本件対象公文書の提出義務があるから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書の提出義務

審査請求人の主張のとおり、実施機関には、本件対象公文書の労働基準監督署への提出義務がある。

2 本件処分の理由

本件公開請求を受けるまで、職員のじん肺健康管理を所管する課は、本件対象公文書の労働基準監督署への提出義務を認識していなかったため、本件対象公文書を作成していなかった。

従って、審査請求の対象公文書は、存在していない。

3 今後の対応等

審査請求人の指摘により、本件対象公文書の労働基準監督署への提出の義務を認識したので事務を改め、じん肺法及びじん肺法施行規則に基づく職員の適正な健康管理に努めたい。

なお、本件対象公文書の労働基準監督署への提出義務については、審査請求人の指摘により初めて認識したものであって、当該義務違反についての労働基準監督署からの指導もなかったものである。

4 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

本件対象公文書の保有の有無について、実施機関は、本件対象公文書の労働基準監督署への提出義務を認識していなかったため、本件対象公文書を作成しておらず、保有していないと説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関には、本件対象公文書の提出義務があるから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理であると主張する。

実施機関の説明によると、審査請求人の指摘があるまで、実施機関は本件対象公文書の労働基準監督署に提出する義務があることを認識していなかったこと、そのため、じん肺法第8条の規定に基づく職員の定期健康診断は実施していたものの、その結果についての報告を行っていなかったこと、当該義務違反について労働基準監督署から連絡その他指導を受けたこともないことが認められる。

以上を踏まえると、実施機関におけるじん肺法及びじん肺法施行規則に基づく事務の執行には適正さを欠くところがあったといわざるを得ないものの、本件対象公文書を作成していなかったという主張自体は不自然とまでは言えず、本件対象公文書は作成されていないものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

本件審査請求は、実施機関が行った本件処分に対するものであり、対象公文書の存否に関係しないその他の主張については、実施機関の公開決定等に対して答申を行う審議会が調査審議すべき事項ではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年6月27日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年1月13日 第2部会（第102回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年2月8日 第2部会（第103回）	・ 審議
令和5年2月16日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男